

## 報告事項 令和7年度事業計画及び収支予算の件

### 令和7年度事業計画及び収支予算 (令和7年4月1日から令和8年3月31日まで)

#### 1. 基本理念

「法人会は税のオピニオンリーダーとして、企業の発展を支援し、地域の振興に寄与し、国と社会の繁栄に貢献する経営者の団体である」との法人会の理念の下、福岡県及び税務当局、税理士会並びに公益財団法人全国法人会総連合・一般社団法人福岡県法人会連合会等の関係機関の指導・支援を得て、また、小倉間税会・小倉優良申告法人会等の諸団体と連携し定款で掲げる目的の「税知識の普及、納税意識の高揚に努め、税制・税務に関する提言を行い、適正・公平な申告納税制度の維持・発展と税務行政の円滑な執行に寄与するとともに、地域企業と地域社会の健全な発展に貢献する」ため、各事業を積極的に推進する。

#### 2. 令和7年度基本方針

- (1) 令和7年度も引き続き、会員企業の協力・支援のもと、各種の事業活動を推進しつつ、「地域に密着・貢献する魅力ある法人会」としての組織をアピールしていく。
- (2) 今後の公益目的事業の拡充のため、情報収集を重ね、福岡県法人会連合会及び北九州地区の他法人会、その他諸団体等とも連携し検討・推進を図って行く。
- (3) 具体的方針
  - ①税知識の普及と納税意識の高揚のための取り組みをより一層強化する。
  - ②適正・公平な税制実現のための的確な提言を行なう。
  - ③地域企業と地域社会の健全な発展に貢献するための取り組みをより一層強化する。
  - ④小倉税務署と協業し、申告納税制度の維持発展と円滑な税務行政に寄与し、e-Tax（国税電子申告・納税システム）の普及及び定着に努める。
  - ⑤福岡県法人会連合会及び北九州地区の他法人会、その他諸団体等との連携をより一層強化し、企業法人を中心に認知度向上を図るとともに新規入会会員の増強に努める。

#### 3. 前年度(令和6年度)との主な相違点

新型コロナウイルスによる人流・経済活動への影響は薄れたが、今回の経験はいつ・いかなる時に新たな感染症が不意に侵入して来てもおかしくないリスクとそれに打ち勝つための普段からの備え、迅速な対応の必要性を実感した。令和7年度も公益事業を中心に事業計画を推進するが、環境変化に気を配り変化に瞬時に対応できる機動的な活動を行なうよう努める。

- (1) 商品やサービスの価格、物価等の高騰が続いている。しかしながら法人会が提供する事業での価格転嫁は難しく、また収益改善も一朝一夕には進まない。今年度は事業活動を維持しながら一層の原価改善活動を行ない、事業プロセスで発生するコストの低減を図る。
- (2) これまで当たり前前に継続し行ってきた活動にムダ・ムラ・ムリはないか、その活動は本当に必要なことか、他に代えられるものはないか、効果はあるのか等々を検証し、次年度事業計画へ反映する下地を作る。
- (3) 一方でコロナ禍に中断・中止した活動でも、会員にとって有益だと考えられる活動については、ポストコロナの仕様にアレンジしながら推進していく。

#### 4. 主要事業計画

##### (1) 税知識の普及を目的とする事業（公1）

毎年の改正により複雑難解になっている税法・税制について、正しい知識を身につけ業務に活かすことが出来る一助として、次の事業を行なう。

##### ①新設法人説明会（1回/年）

小倉税務署管内の新設法人を対象に、税務上必要な申請・届出等の手続きをはじめ、事業の開始に際しての法人税・消費税及び印紙税に関する基礎的な事項並びに源泉所得税の具体的な徴収の仕方等について説明し、基本的な税制の仕組みの理解を促すことを目的とした「新設法人説明会」を開催する。

##### ②決算法人対策説明会（6回/年）

小倉税務署管内の法人を対象に、税制改正事項等決算手続きに当たっての留意点等を説明

し、適正な申告が行われることを目的とした「決算法人説明会」を開催する。

③税制改正説明会（1回/年）

小倉税務署管内の法人を対象に、税制改正内容をわかりやすく説明し、誤りのない税務処理等が行われることを目的とした「税制改正説明会」を開催する。

④租税教室の実施（上期）

次代を担う児童・生徒への租税教育推進の観点から小倉税務署管内にある小学校6年生を対象に「租税」の意義、役割などについて考える機会を作り、税に関心をもってもらうことを目的として租税教室を開催する。（租税教室実施校：例年9校）

⑤税務研修会の開催（適宜）

さまざまな税の理解と知識を深め、正しい税知識を身につけることを目的として、小倉税務署担当官にお願いし、青年部会・女性部会にて税務研修会を開催する。

【県連】主催で行われる大規模法人税務研修会（2月開催）への参加PRを行なう。

⑥インターネットセミナー

国税庁ホームページから無料で閲覧可能な「国税庁動画チャンネル」のPRを行なう。

税に関するセミナーを中心に600タイトル以上の各種多様なセミナーを、法人会員はインターネットで無料受講できることのPRを行なう。

⑦広報誌及びホームページによる税情報の提供

小倉税務署管内の法人・市民を対象に税知識の普及を図ることを目的に、税に関する広報事業を行なう。

＜i>i＞会報誌「こくら法人会だより」発行（2回/年）；作成・配布と公共施設への備置

＜i>ii＞フリーペーパー「サンデー北九州」特集（2回/年）；作成・配布（約20万世帯）

＜i>iii＞全国法人会総連合の季刊誌「ほうじん」配布（4回/年）

＜i>iv＞ホームページ掲載内容の充実（必要情報のタイムリーな掲載・更新）

＜i>v＞税に対する関心を高め、納税者としての自覚を促すことを目的に小冊子を配布

⑧広報車による確定申告PRの実施（2月～3月）

小倉間税会と共催で確定申告の時期に合わせ、広報車が小倉税務署管内を巡回しながら、申告書はご自身のパソコン・スマートフォンから「確定申告書等作成コーナー」へアクセスし作成できること等のアナウンスを行なう。

⑨税に関する標語掲示を伴う広告塔の改修（3月）

小倉北・南区内に設置の広告塔7基を毎年1基ずつ改修、税に関する標語コンクールで金賞・銀賞を受賞した小学生の作品3点を掲示し、税知識の普及を図る。

今年度は小倉北区江南町設置の広告塔改修を行なう。

⑩「税を考える週間」のラジオCM実施（11月）・新聞広告掲載による確定申告PR実施（2月）

北九州地区3法人会（小倉・八幡・門司）共同で、地元ラジオ局「FM KITAQ」にて法人会の紹介CMを放送するとともに、広報委員が出演して法人会活動のPRを行なう。

また北九州地区5法人会（小倉・八幡・若松・門司・行橋）共同で、確定申告に関する新聞広告を掲載して、期間内の申告を行なうよう注意喚起を行なう。

（2）納税意識の高揚を目的とする事業（公1）

税制に対する正しい理解と納税者としての自覚を促すことを目的とし、税を身近なものに感じてもらう機会を提供するとともに、納税意識の高揚を図るために次の事業を行なう。

①税金クイズ大会の実施（11月）

小倉法人会ホームページに「税金クイズ大会」と称して掲載し、クイズ形式をとることで税を身近に感じ、知見を得ることで納税意識の高揚につなげる。「税金クイズ大会」の問題は各会員・時局講演会での配布や、サンデー北九州への掲載による告知等で実施する。また小倉法人会が租税教室を担当する小学校6年生にも、租税教室終了後に「税金クイズ」を行なうことで、税に対する関心を高め、税を身近なものに感じてもらう機会を提供する。

②税に関する絵はがきコンクールの実施（6月～2月）

租税教室を実施する小学校6年生を対象に、税に対する関心を高め、納税者としての自覚を促すことを目的に税に関する絵はがきの募集を行ない、優秀作品を選考し表彰するとともに、井筒屋小倉店での展示を行なう（但し展示許可作品に限る）。

なお優秀作品の選考は、北九州市教育委員会の協力を得て実施する。

③税に関する作文コンクールへの参画（6月～12月）

小倉納税推進協力会と連携し、小倉税務署管内の中学生・高校生を対象に行なう税に関する作文について、優秀作品選考に参加するとともに小倉法人会会長賞の表彰を行なう。

④税に関する標語コンクールの実施（6月～2月）

税に対する関心を高め、納税者としての自覚を促すことを目的に、租税教室を実施する小学校6年生、及び小倉間税会と協業して行なう中学校4校（西南女学院中学校・福岡教育大学附属小倉中学校・照曜館中学校・小倉日新館中学校）の生徒を対象として、税に関する標語の募集を行ない、優秀作品を選考し表彰するとともに、金賞1点と銀賞2点を小倉北・南区内設置の広告塔に標語を掲示する。なお掲示の際は掲示許可を得る。

（今年度：小倉北区江南町設置の広告塔）

⑤「青年の集い」への参加（11月：山梨大会）

全国法人会総連合が主催する「第39回全国青年の集い（山梨大会）」へ当会青年部会員が参加し、優秀な租税教育活動・財政健全化のための健康経営プロジェクト活動を学ぶとともに全国の青年部会員と情報交換することにより、青年部会活動のレベルアップを図る。

⑥「女性フォーラム」への参加（9月：札幌大会）

全国法人会総連合が主催する「第19回全国女性フォーラム（札幌大会）」へ当会女性部会員が参加し、優秀な絵はがきコンクール活動を学ぶとともに全国の女性部会員と情報交換することにより、女性部会活動のレベルアップを図る。

⑦北九州市租税教育推進協議会・小倉納税貯蓄組合連合会・小倉納税推進協力会への協賛  
北九州市租税教育推進協議会・小倉納税貯蓄組合連合会・小倉納税推進協力会へ協賛し、各団体と連携して納税意識高揚活動を行なう。

（3）税制・税務に関する調査研究並びに提言に関する事業（公1）

中小企業の租税負担の軽減と合理化・簡素化及び適正・公平な課税、税制・税務に関する提言を実施することを目的として次の事業を行なう。

①税制アンケート・税制セミナー

＜i＞税制改正要望活動の実施（4月～6月）

当会会員の税制に関する意見・要望を取りまとめ、福岡県法人会連合会を通して全国法人会総連合に上申する。

＜ii＞国会議員、市長・市議会議員への税制改正要請活動の実施（11月）

全国法人会総連合主催の全国大会にて決議された税制改正要望書を地元選出の衆議院議員、北九州市長、市議会議員へ持参・説明し、税制改正への協力を要請する。

＜iii＞税制委員セミナーへの参加（2月）

全国法人会総連合が主催する「税制委員セミナー」に参加し、最新の税制改正内容の習得を図り、当会の税制活動のレベルアップを推進する。

②税務署及び関連諸団体との交流（8月、3月）

税務行政の円滑な執行に貢献するために、小倉税務署新体制メンバー・保険3社・小倉間税会・小倉優良申告法人会・小倉法人会の交流の場として「納涼交流会」を開催する。税に関する各種説明会の活動方針を定めるために、小倉税務署・九州北部税理士会・小倉法人会事務局で協議の場を設定する。

③全国法人会総連合主催の全国大会への参加（10月：高知大会）

各法人会からの税制に関する意見要望を取りまとめた要望書の承認を行なう「第41回法人会全国大会（高知大会）」に参加し、要望内容の確認を行なうとともに、全国の会員との情報交換を行なうことにより、法人会活動のレベルアップを図る。

（4）地域企業の健全な発展に貢献することを目的とする事業（公2）

企業単独では実施することが難しい人材の育成を支援するために、次の事業を行なう。

①支部研修会の開催

各支部の法人及び個人事業主および市民を対象とした研修会を適宜開催する。

②各種講演会

＜i＞役員研修会の開催（5月・8月・12月）

小倉優良申告法人会と共催して、会員以外に広く市民の皆さんが参加する研修会を開催し、地域企業の健全な発展に貢献する。

＜ii＞北九州地区5法人会合同講演会の開催（2月）

北九州地区5法人会（小倉・八幡・若松・門司・行橋）共催で、地域事業の健全な発展を通じて豊かな地域社会を実現することを目的とし、会員以外にも広く市民の皆さんが参加できる講演会を開催する。

③新入社員ビジネスマナー講習会の開催（4月）

ビジネス社会の仲間入りした新入社員を対象に、社会人への意識改革を目的として、北九

州商工会議所と共催で接客対応マナー等の講座を開催する。

④税務・会計・経営等セミナー

＜i>リスクマネジメントセミナーの開催

福岡県法人会連合会・福岡県内 18 法人会・AIG 損害保険（株）共催で、会員だけでなく一般の個人事業主・企業経営者も対象としたオンラインセミナーを開催する。

＜ii>利益計画作成ワークショップの開催（1 回/年）

法人企業の経営者・役員を対象に、自社の利益計画を実際に作成するまでを指導するワークショップを開催し、地域企業の健全な発展に貢献する。（会員以外の法人企業へも案内）

⑤財政健全化のための健康経営プロジェクト（適宜開催）

当会青年部会を中心に、全法連青年部会・県連青年部会からの趣旨を元により多くの会員企業に浸透するよう活動を行なう。

(5) 地域社会に貢献することを目的とする事業（公 3）

地域社会への貢献や社会の発展を目的として、福祉活動、寄付活動、地域イベントへの参加等を通じて、社会問題や環境問題に積極的に取り組むよう次の事業を行なう。

①わっしょい百万夏まつりへの協賛（8 月）

北九州市庁舎を中心に繰り広げる夏祭りに協賛金を寄贈し、法人会の PR を行なう。

②小倉祇園太鼓へのうちわ寄贈（7 月）

地域活性化支援を目的として、北九州地区 4 法人会（小倉・八幡・若松・門司）が共同で裏面に税に関する啓蒙的な内容を記載した夏祭り用のうちわを作成し、各地の夏祭りで無料配布を行なう。当会は「小倉祇園太鼓保存振興会」事務局へ寄贈する。

③まつりみなみへの協賛（8 月）

小倉南区で行なわれる「まつりみなみ」に協賛金を寄贈し、法人会の PR を行なう。

（一昨年まで：志井公園、昨年：北方自衛隊駐屯地にて開催）

④小倉城竹あかりへの協賛（11 月）

北九州市として誇れるイベントにしたいとの趣旨で開催期間を拡大した第 3 回開催より協賛金を寄贈し、法人会の PR を行なう。

⑤不用品等支援物資寄贈活動の推進（適宜対応）

女性部会が中心となり、国外の子供たちに向けた社会貢献活動として、衣料品等の寄付を呼びかけ、認定 NPO 法人ブリッジエーシアジャパンを通じて、開発途上国の恵まれない子供たちに支援物資を寄贈する活動を推進する。

⑥プルトップ回収運動の推進（適宜対応）

女性部会が中心となり、地域社会への貢献活動の一環として各企業に呼びかけ、回収したプルトップを（一社）環公害防止連絡協議会へ送り、車椅子を贈る活動に協力する。

⑦北九州市小倉南区の公立小学校新 1 年生へ「登下校時の防犯に配慮した名札」寄贈

小倉南区の公立小学校の次年度の新 1 年生に対し、女性部会と連携して北九州市教育委員会を通じて「登下校時の防犯に配慮した名札」を寄贈する。

⑧北九州市防犯環境整備への貢献

小倉北区・小倉南区の安全・安心向上を目的として、小倉北警察署・小倉南警察署と連携し、街頭防犯カメラの設置推進に協力する。

⑨定時社員総会後の講演会（定時社員総会の日程が決まり次第、計画）

定時社員総会後に、一般市民も含めて参加告知する講演会を行なう。

⑩節電に関する啓蒙活動（7 月）

節電への協力依頼と一般市民への告知活動を行なう。

⑪食品ロス削減への啓蒙活動（適宜対応）

環境問題への意識が高まりを受け食品ロスの問題に取り組むこととし、周知・啓発活動について女性部会を中心に活動し、「賞味期限」・「消費期限」を正しく知ることが食品ロス削減に繋がること等を、小学生を対象に知ってもらう機会を設ける。

⑫時局講演会の開催（10 月）

地域社会への貢献や社会の発展を目的として、時の動きに沿ったテーマ及び講師を選定し、会員以外にも広く一般の皆さんが参加できる講演会を開催する。

⑬青年部会・女性部会講演会の開催（6 月～7 月）

青年部会・女性部会の定時総会終了後に、地域事業の健全な発展を通じて豊かな地域社会を実現することを目的として、会員以外にも広く一般の皆さんが参加できる講演会を開催する。

⑭新春講演会の開催（1月）

小倉法人会、小倉間税会、小倉優良申告法人会と共催で小倉税務署長を講師とする新春講演会を開催する。

⑮寄付活動・災害復興支援活動（適宜対応）

人命にかかわる災害に際して、海外及び国、地方自治体からの要請などに対して、被災者支援ならびに災害地域の復興に向けた支援活動を行なう。

(6) 会員交流および福利厚生のための事業（収益・その他）

会員である法人の福利厚生制度の充実と経営の安定を目的として、次の事業を行なう。

①親会役員等交流会の実施（適宜開催）

親会（正副会長）、支部役員、青年部会、女性部会で会員交流会を実施する。

②納涼交流会の実施（8月）

小倉税務署新体制メンバー・保険3社・小倉法人会役員および会員を含めた交流の場として納涼交流会を実施する。

③会員への情報向上（適宜対応）

全会員に対して有益な情報を定期発送物（8回/年）として開示する。また小倉法人会の活動をホームページ「法人会リレーニュース」に投稿・掲載して認知を図る。

④経営者大型保障制度の普及推進（通年）

会員である企業法人の福利厚生制度の充実と経営の安定・安心を目的として、経営者や従業員の病気や事故による死亡・高度障害・入院等について保障する経営者大型保障制度の普及推進を図る。

⑤ビジネスガードの普及推進（通年）

会員である企業法人の福利厚生制度の充実と経営の安定・安心を目的として、労災・個人情報漏洩・地震等企業の様々なりスクをサポートするビジネスガードの普及推進を図る。

⑥がん保険制度の普及推進（通年）

会員である企業法人の福利厚生制度の充実と経営の安定・安心を目的として、がん保険の普及推進を図る。

⑦貸倒保証制度の普及推進（通年）

会員である企業法人の経営の安定化のため、契約時に選定した取引先に債務不履行が生じた場合に、予め約定した保険条件にしたがって、保険金が支払われる貸倒保証制度の普及推進を図る。

5. 令和7年度 収支予算書（正味財産増減計算書対前年比較）の主要項目

単位：円

| 勘定科目    | 当年度予算<br>(令和7年度) | 前年度予算<br>(令和6年度) | 対前年度増減     | 補足説明                                     |
|---------|------------------|------------------|------------|------------------------------------------|
| 経常収益計   | 42,149,300       | 41,490,300       | 659,000    | 秋のタベ開催による「協賛金」及び県連の「受取補助金」等の増を織り込む。      |
| 経常費用計   | 45,897,783       | 47,214,979       | ▲1,317,196 | 「各種講演諸謝金等」「事務局員給料」「会場費」「減価償却費」等の増、を織り込む。 |
| 当期経常増減額 | ▲3,748,483       | ▲5,724,679       | ▲1,976,196 | —                                        |

※公益法人の標準的な表記方法に習い、令和6年度 収支計算書から、経常費用項目の当年度予算が前年度予算よりも少ない場合に、対前年度増減の数値表記は▲で表記する。

6. 令和7年度 収支予算書（事業区分内訳表）の主要項目

単位：円

| 勘定科目    | 公益目的事業会計      | 収益事業等会計   | 法人会計       | 合 計           |
|---------|---------------|-----------|------------|---------------|
| 経常収益計   | 24,937,900    | 6,171,216 | 11,040,184 | 42,149,300    |
| 経常費用計   | 29,634,124(b) | 5,818,856 | 10,444,803 | 45,897,783(c) |
| 当期経常増減額 | ▲4,696,224(a) | 352,360   | 595,381    | ▲3,748,483    |

【補足説明】

(a) が赤字 ⇒ 公益目的事業で儲けてはならないので、収支相償 0K

(b) ÷ (c) = 64.6% ⇒ 公益目的事業に全経費の半分以上を使わないとならないので、0K